

委 託 業 務 仕 様 書

平成25年 11月

(四日市市上下水道局 下水建設課)

(共通仕様書)

第1 本業務の施行に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書」を準用する。また、試掘調査業務に当たって「三重県公共工事共通仕様書」(四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧)を準用する。

(設計図書優先順位)

第2 設計図書等相互に差異のある場合の優先順位は、次の通りとする。

- (1) 質問回答書
- (2) 契約図書
- (3) 三重県業務委託共通仕様書

(関連業務)

第3 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。

(土地への立入り等)

第4 現地調査に際し民地へ立ち入る場合は住民の許可を必ず得ること。また 業務を行う際、四日市市上下水道局が発行する調査員証を携帯すること。

(施工管理工程)

第5 受託者は、契約締結後7日以内に発注者が選定した監督職員と工程管理者等の協議を行い、発注者が指定する様式の調書(以下「調書」という)に必要事項を記入後、発注者に提出するものとし、原則として毎月末委託案件の進捗状況等必要事項を整理して、翌月の3日までに発注者に提出するものとする。

但し、発注者において必要がある場合は、随時発注者が調書の提出を請求できるものとし、この場合の提出期限は、発注者と受託者の協議とする。なお、提出方法は、持ち込みもしくはファックス(059-354-8303)にて可能とする。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第6 契約の解除、不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置は、次のとおりとする。

- 2 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条又は4条の規程により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。
- 3 暴力団等による不当介入を受けた場合は、次の義務を負うものとする。
 - (1) 断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ通報し捜査上必要な協力をする事。
 - (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- 4 上記の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止の措置を講ずる。

(特記事項)

第7 業務にあたっては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

(特記仕様書)

第8 他別記の特記仕様書を附す。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ四日市市上下水道局（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託又は請負（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託する場合は、再委託先における個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約によ

る業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複製し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複製又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、資料等を当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従業者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書（三重県）【平成22年7月制定（平成25年10月1日一部改正）】 <input type="checkbox"/> 下水道設計指針（四日市市上下水道局下水建設課）【平成19年制定】 <input type="checkbox"/> 下水道管渠施設耐震設計の手引き（四日市市上下水道局下水建設課）【平成26年制定】 <input type="checkbox"/> その他（ ）
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果品の提出部数は、 <input checked="" type="checkbox"/> 報告書A4版 両面印刷 3部 <input checked="" type="checkbox"/> 図面 3部 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小図面（A3相当）3部 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体 3部 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果品あり。（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 成果品の大きさについてはA版を原則とし、監督員が協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出する仕様については、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名（ ）） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 照査の実施	<input type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <input type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（（代）中部建設協会発行） <input type="checkbox"/> 設計業務照査の手引書（三重県農林水産商工部農業基盤整備課） <input type="checkbox"/> その他（ ）
カ 打合せ等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果品納入時（成果品案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者による照査が定められている場合は以下のとおりとする。 設計業務着手時及び成果品納入時（成果品案の打合せ時を含む）における打合せには、照査技術者も出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計協議は、第1回打合せ、中間打合せ3回、最終打合せとする。
キ 資料の貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （ 特記仕様書の作業における留意事項参照 ）
ク 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 ・本委託業務は設計VE方式を採用する。
ケ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（平成24年7月版）を準用（一部改定を行った内容も含む（最新改正平成26年7月1日））

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市上下水道局 下水建設課
平成26年7月

特記仕様書

1. 業務の目的

本業務の耐震・耐津波診断は、既存ポンプ場施設の耐震・耐津波性能が確保されているかどうかを判断し、施設の被害予測、耐震化・耐津波化の必要性等、施設の耐震・耐津波対策を計画的に推進するために行う。

2. 対象施設

(1) 本業務の耐震・耐津波診断対象施設は、下記に示す既存ポンプ場施設とする。

施設名	排除方式	吐出量 (m ³ /min)	供用開始年	摘要
白須賀ポンプ場	雨水	1,570	昭和62年	
南部第2中継ポンプ場	汚水	6.00	昭和63年	
磯津中継ポンプ場	汚水	2.50	平成7年	

(2) 診断業務対象範囲

1) 対象施設・吐出量と対象工種

対象施設名	工種								備考
	土木・建築								
	吐出量 (m ³ /min)	対象施設							
		流入渠	沈砂池	ポンプ室	ポンプ棟	吐出水槽	放流渠	吐口	
白須賀ポンプ場	1,570	○	○	○	○	○	○	○	
南部第2中継ポンプ場	6.00	○	○	○	○	-	○	○	
磯津中継ポンプ場	2.50	○	-	○	○	-	○	○	

(注)：○は業務対象施設を示す。

2) 作業における留意事項

対象施設の関係図書の有無を下記に示す。

構造図、配筋図が無い施設は、現地調査で主要部材の形状寸法を測定し、代表断面図を作成の上、設計当時の設計基準を用いて再現計算を行い、主要部材の配筋仕様を推定すること。

対象施設名	関係図書有無					備考
	構造 計算書	構造図	配筋図	杭伏図	地質 調査 報告書	
白須賀ポンプ場	×	△(図書無:流入渠、吐出し水槽、放流渠、吐口)	△(図書無:流入渠、吐出し水槽、放流渠、吐口)	△(図書無:流入渠、吐出し水槽、放流渠、吐口)	○	
南部第2中継ポンプ場	×	△(図書無:流入渠、放流渠、吐口)	△(図書無:流入渠、放流渠、吐口)	△(図書無:流入渠、放流渠、吐口)	○	
磯津中継ポンプ場	×	△(図書無:流入渠、放流渠、吐口)	△(図書無:流入渠、放流渠、吐口)	△(図書無:流入渠、放流渠、吐口)	○	

(注):○;関係図書有り、△;一部施設で有り、×;全施設で無し

(3)業務の内容

1)耐震診断（詳細診断）

作業項目	構造物	作業内容
診断計画	土木構造物 及び建築構造物	①診断の目的、主旨の把握 ②特記仕様書に示す診断内容の確認 ③診断概要、診断方針、工程計画 ④使用する主な基準及び図書等の確認 ⑤上記に関する作業計画書の作成
資料収集・整理	土木構造物 及び建築構造物	①資料収集 ・設計図書(設計図、構造計算書、基礎計算書、仕様書) ・完成図書(竣工図、コンクリート強度試験表等の施工記録) ・土質調査報告書 ②資料整理事項 ・対象ポンプ場の概要(名称、位置、計画能力、現況能力、ポンプ場種類、処理方式) ・対象構造物の概要(名称及び個数・形状、設計年度、建設年度、供用開始年度、用途変更履歴、被災履歴) ・その他診断に必要な事項の整理
現地調査	土木構造物 及び建築構造物	以下の事項を目視確認し、記録(写真、概況図、簡易計測値等)する。 ①原設計と現況(使用状況、載荷状況、改築補修状況、被災跡) ②躯体劣化状況(変形、亀裂、変質、剥落、錆) ③伸縮継手状況(位置、仕様、劣化状況) ④建築非構造部材状況(外観の異常、取付け状況、劣化状況) ⑤地盤沈下及び構造物沈下状況 ⑥周辺環境(周辺土地利用状況、現況地形) ⑦耐震計算入力条件及び耐震性評価に必要な事項について、設計図書、完成図書との整合性、施設の実態等を現地にて確認、記録する。 ⑧コンクリート劣化調査:コンクリートコア採取、コンクリート圧縮強度試験及びコンクリート中性化試験を実施する。
耐震計算入力条件の整理	土木構造物	①地盤の土質特性 ②現況に整合した荷重条件 ③レベル1及びレベル2地震動における入力条件 ④構造体のモデル化 ⑤材料の許容応力度
	建築構造物	①地盤の土質特性 ②現況に整合した荷重条件 ③中地震動及び大地震動における入力条件 ④構造体のモデル化 ⑤材料の許容応力度
診断	土木構造物	①地盤、基礎、躯体の耐震性の定量的評価 現況に則した計算条件を設定のうえ、計算等により耐震強度の確認を行い、耐震性を評価する。 ②評価結果の取りまとめ
	建築構造物	①基礎、躯体の耐震性の定量的評価 現況に則した計算条件を設定のうえ、計算等により耐震強度の確認を行い、耐震性を評価する。 ②非構造部材の耐震安全性の評価 外壁仕上げ材、天井材、建具等の地震時における落下の危険性を確認し、安全性を評価する。 ③評価結果の取りまとめ
耐震補強計	土木構造物	①対象構造物及び設備の耐震補強の方法について比較検討し、適切な補強策

画の策定	及び建築構造物	を策定する。 ②選定した補強策の施工手順及び仮設方法を検討し、施工計画案を策定する。 ③選定した補強策の計画図を作成し、概算工事費及び工期を算定する。
耐震診断図書の作成	土木構造物及び建築構造物	①資料収集リスト ②施設概要 ③詳細診断表 ④耐震計算書 ⑤耐震補強計画図 ⑥概算工事費、工期計算書 ⑦その他資料(耐震補強方法比較検討書他)

2)耐津波診断（詳細診断・簡易診断）

作業項目	診断項目	作業内容
資料収集・整理	簡易診断	①施設の重要度や周辺環境、海岸の津波対策に関する調査 ②既往地震の津波による被災履歴に関する調査 ③津波想定に関する調査
現地調査	簡易診断	①開口位置と津波想定高との関係調査 ②近隣の津波避難ビル整備状況の調査 ③設備の耐水・防水状況の調査
耐津波対策の基本的考え方	詳細診断	①対策立案のための重点化範囲(区画)の設定 ②構造設計で求められる耐津波性能の設定
土木構造物の耐津波検討	詳細診断	①耐津波性能と基本的要求性能を踏まえ、津波荷重に対する構造部材に関する照査と津波の浸透による地下水圧と浮力への影響について検討する。
建築構造物の耐津波検討	詳細診断	①荷重の組み合わせ ②浮力の算定 ③耐圧部材の算定 ④構造骨組みの検討 ⑤転倒及び滑動の検討 ⑥洗掘の検討 ⑦漂流物の検討
対策の立案	詳細診断	①耐津波津検討結果から、施設の重要度等を考慮した耐津波対策案について検討する。

3)照査

作業項目	対象業務	作業内容
照査	耐震・耐津波診断業務	①診断計画の妥当性 ②収集資料、整理事項及び確認事項の妥当性の照査 ③現地確認、耐震・耐津波計算入力条件の適切性及び実態との整合性 ④詳細診断及び簡易診断の適切性 ⑤耐震・耐津波補強策と計算結果の整合性 ⑥施工計画(施工手順、仮設方法)、概算費用及び工期の適切性

3. 設計協議

設計業務のための打合せは、初回・中間3回・最終を行うものとする。

4. 照査

(1) 照査の目的

受注者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りがないよう努めなければならない。

(2) 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

(3) 照査事項

受注者は、下水道施設の耐震性及び耐津波性向上の重要性を十分に認識し、業務全般にわたり、次に示す事項について照査を実施しなければならない。

1) 診断計画の妥当性

2) 収集資料、整理事項及び確認事項の妥当性

3) 現地確認、耐震・耐津波計算入力条件の適切性及び実態との整合性

4) 詳細診断の適切性

5) 耐震・耐津波補強策と計算結果の整合性

6) 施工計画(施工手順、仮設方法)、概算費用及び工期の適切性

5. 参考図書

本業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

(1) 土木工事仕様書(四日市市上下水道局の仕様書)

(2) 建築工事仕様書(")

(3) 日本工業規格(JIS)

(4) 日本下水道協会規格(JSWAS)

(5) 下水道施設計画・設計指針と解説((社)日本下水道協会)

(6) 下水道維持管理指針(")

(7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説(")

(8) 下水道の耐震対策マニュアル(")

(9) 下水道施設の耐震対策指針と解説(")

(10) 下水道施設耐震計算例ー処理場・ポンプ場編ー(")

(11) 下水道施設改築・修繕マニュアル(案)(")

(12) 水理公式集((社)土木学会)

(13) コンクリート標準示方書(")

(14) 土木工学ハンドブック(")

(15) 土木製図基準(")

- (16) 地盤工学ハンドブック((社)地盤工学会)
- (17) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計法－((社)日本建築学会)
- (18) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計と保有水平耐力－(〃)
- (19) 鋼構造設計規準－許容応力度設計法－(〃)
- (20) 建築基礎構造設計指針(〃)
- (21) 壁式構造関係設計規準集・同解説 壁式鉄筋コンクリート造編(〃)
- (22) 建築耐震設計における保有耐力と変形性能(〃)
- (23) 建設大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準及び同解説((社)公共建築協会)
- (24) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築工事標準詳細図(〃)
- (25) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(〃)
- (26) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準及び同解説(〃)
- (27) 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(〃)
- (28) 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説((財)建築保全センター)
- (29) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(〃)
- (30) 国土交通省住宅局建築指導課監修 2001年改訂版既存鉄筋コンクリート建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説((財)日本建築防災協会)
- (31) 建設省住宅局建築指導課監修 改訂版 既存鉄骨鉄筋コンクリート建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説(〃)
- (32) 建設省住宅局建築指導課監修 耐震改修促進のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説(〃)
- (33) 国土交通大臣官房技術調査課、国土技術政策総合研究所監修 土木構造物設計ガイドライン((社)全日本建設技術協会)
- (34) 道路橋示方書・同解説(下部構造編)((社)日本道路協会)
- (35) 国土開発技術研究所編 改訂 解説・河川管理施設等構造令((社)日本河川協会)
- (36) 港湾の施設の技術上の基準・同解説((社)日本港湾協会)
- (37) 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説((社)河川ポンプ施設技術協会)
- (38) 揚排水ポンプ設備設計指針(案)同解説(〃)

6. 第3者機関の評定

耐震診断内容の判定については、第3者機関の評定(判定)を受けるものとする。ただし、手数料については、1回分のみ発注者が負担するものとする。

なお、第3者機関とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が「耐震判定委員会設置登録要綱」に基づいて設置した耐震判定委員会とする。